

○総務省令第十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項及び第四十二条第三項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

総務大臣 新藤 義孝

事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（異常ふくそう対策等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の二 事業用電気通信回線設備（携帯電話用設備及びPHS用設備に限る。以下この条において同じ。）は、多数の移動端末設備が同時に電気通信回線設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬時的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 トラヒックの瞬時的かつ急激な増加の発生を防止又は抑制する措置

二 トラヒツクの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備（電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。）の設置

2 事業用電気通信回線設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないように、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 制御信号の増加による電気通信回線設備の負荷を軽減させる措置

二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備の設置

第十六条第一項及び第二項中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第四号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ トラヒツクの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。